

償還払い

①	医師の同意	医療機関の医師からはり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けるための「 医師の同意書 」を交付してもらいます。同意書の有効期間は、同意日より最長6ヵ月です。 (変形徒手矯正術は最長1ヵ月) 施術を続ける場合は、医師の再同意が必要となります。
②	施術を受ける	1. 医師の同意書を施術所に提示して施術を受けます。 2. 施術に要した 費用の全額(10割) を支払います。 3. 領収証 を受取ります。
③	施術所にて申請書を記入	・申請書 ・施術報告書(同意期間の最終月に発行) などを施術月ごとに作成し、お渡しします。(お渡し時期:翌月 日以降)
④	本人による申請書記入	療養費支給申請書(はり・きゅう)(あんま・マッサージ)の被保険者情報欄に 署名 します。
⑤	申請書の 提出	1. 医師の同意書(原本) ※初回および再同意時 2. 療養費支給申請書(施術者と本人が記入したもの) 3. 領収証(原本) 1~3をお持ちの保険者へ提出します。